

事務連絡

平成29年 9月11日

建設事業者 各位

一般社団法人 青森県建設業協会
専務理事 奈良信秀

建設工事における「事故隠し」事例の根絶について

建設事業者の皆様におかれては、建設工事における労働安全ならびに衛生の確保につきまして、日頃よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、工事において万が一事故が発生した場合は、事故の原因を分析・検討して対策を講じて再発防止を図るなど、発注者への速やかな報告が義務付けられているところです。

義務に違反していわゆる「事故隠し」を行った場合には、労働基準監督署の処分（労基法違反）に加えて、発注者からも契約違反として「指名停止」などの重い行政措置が講じられることがあります。

このたび、東北地方整備局より別添のチラシによって、報告の徹底等について周知・啓発の依頼がありました。

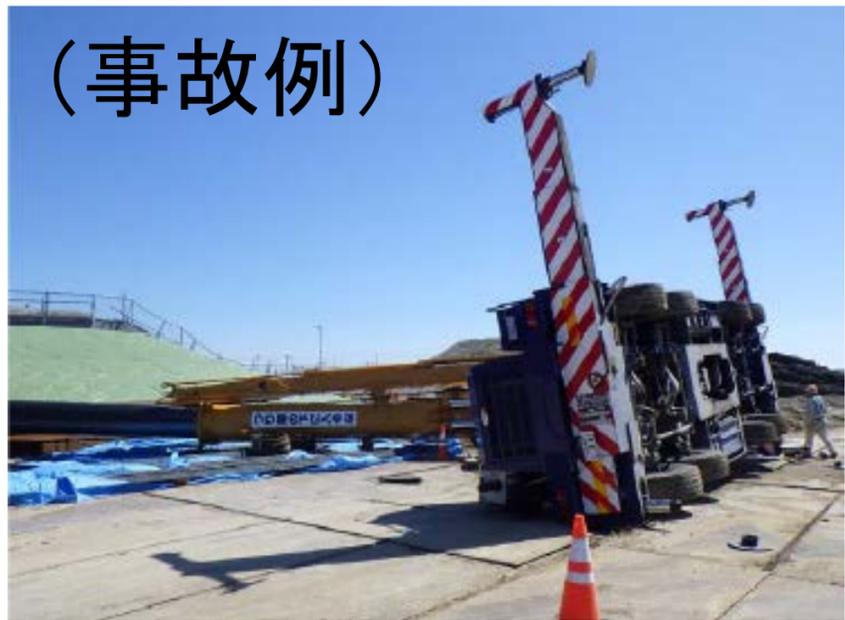
建設事業者各位におかれましては、更なるご注意を払われますようお願いいたします。

事故隠しは、大きなマイナス!

- 工事事故は、事故の原因を分析・検討して、対策を講じて再発防止を図るなど、発生後、速やかな報告が受注者に義務付けられています（共通仕様書）。
- 義務を守らず事故隠しを行うと、「指名停止」の措置が講じられる場合があります。
- 下請が事故を隠していたことを元請が知らなかった場合でも、下請と一緒に元請に対しても措置が講じられる場合があります。

工事事故が発生!

(事故例)



下請が操作する重機が転倒し、事故が発生

事故を速やかに報告

労基署から元下請に対して是正勧告や指導書等

安衛法33条 機械貸与者の講ずべき措置等違反

※作業中止基準(風速)の遵守及び確認方法不備

安衛法31条 従事労働者の労働災害防止措置違反

※クレーンの転倒防止措置(地盤補強)が不十分

(違反例)

整備局では

- 事故内容を検討して、対策を講じることで再発防止を図る
- 事故に対する元請の責任や事故の社会的影響などを評価し、工事成績評定へ反映

事故を隠した場合

- 東北地方整備局として「指名停止」措置を講じる可能性があります(記者発表)。 ※労基署からも重い処分の可能性

**事故隠しが公表されることにより
社会的ダメージ (大きなマイナス)**